平成２１年（フ）第９９２号
広島市西区南観音８丁目８番28―307号
破産者　三田　悦夫
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２４６号
東京都中央区日本橋富沢町５番10―703号クローバーステイ日本橋
破産者　内原　一男
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第２５６号
高知県南国市大埇甲1952番地１コーポひめくら201号、住民票上の住所高知県南国市大埇甲1935番地
破産者　岩川　祐子（開始時の氏内原）
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１１０３号
福岡市南区高木２丁目７番２―505号
破産者　島田　　眞
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６７９号
福岡県福津市花見が浜１丁目８番９号
破産者　佐藤　晴義
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８２５号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1378番地４
破産者　冨士　照子
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２７号
秋田市寺内児桜３丁目４番１号
破産者　太田　廣治
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２３７１号
横浜市旭区白根６丁目56番23号、開始決定時の住所横浜市旭区白根７丁目31番16号
破産者　藤澤　幸男
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３１８４号
横浜市中区小港町１丁目18番地
破産者　石崎　　誠
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６６号
横浜市金沢区能見台東11番３―1004号、開始決定時の住所横浜市金沢区六浦南４丁目20番１―112号
破産者　浦　　誠司
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４１号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区22棟502号
破産者　並木　正美
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７８号
横浜市泉区上飯田町1098番地６　斉藤ハイツ101号
破産者　金森　敏郎
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８４号
神奈川県綾瀬市落合北６丁目４番39号
破産者　桑原　和裕
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９３号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目24番25号　権太坂テラスハウス弐番館105号
破産者　椙村　良夫
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１９８号
横浜市磯子区栗木１丁目19番28号　ドミール・パルⅡ102号
破産者　板倉　　仁
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１号
滋賀県近江八幡市西庄町863番地１、開始決定時の住所滋賀県近江八幡市鷹飼町北１丁目５番地12
破産者　上田二三男
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１８３号
鳥取県岩美郡岩美町大字恩志1066番地
破産者　竹内　康隆
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部